

施設名:安中市健康増進施設恵みの湯

No.	質問	回答
1	割引補充分(割引補填分)について 割引補充分は新しい指定管理期間も実施と考えてよい か？	指定管理者収支状況における収入の部、割引補填分につきましては、恵みの湯指定管理者募集要項(以下、要項という。)4. 管理の基準 (6)市民還元策と(7)招待券で行政運営上必要な割引をしています。 要項 5.管理運営に伴う経理等 (2)利用料金制 ②において、「割引券及び招待券により減額された利用料金は市が補てんするものとする。」としており、新しい指定管理期間も実施します。